

第 6 6 2 号
平成21年6月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

条例	番号	頁数		番号	頁数
天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例	19	2		平成21年度天理市老人保健特別会計補正予算(第1号)の要領について	149 11
				放置自転車等の保管について	150 13
規則	番号	頁数		放置自転車等の保管について	151 13
給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	14	2		放置自転車等の保管について	152 13
天理市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則	15	3		放置自転車等の保管について	153 14
租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則	16	3		公告	番号 頁数
				天理市学童保育所の指定管理者の代表者の変更について	11 14
告示	番号	頁数		土地改良事業(水と農地活用促進事業)の申請について	12 14
放置自転車等の保管について	128	3		農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について	13 15
放置自転車等の保管について	129	4		天理農業振興地域整備計画の変更について	14 15
放置自転車等の保管について	130	4		教育委員会	番号 頁数
放置自転車等の保管について	131	5		定例教育委員会の招集について	- 15
放置自転車等の保管について	132	5		学校教育法施行細則の一部を改正する規則	- 15
放置自転車等の保管について	133	5		定例教育委員会の招集について	- 16
公示送達について	134	6		農業委員会	番号 頁数
放置自転車等の保管について	135	6		農業委員会の招集について	- 15
放置自転車等の保管について	136	6		選挙管理委員会	番号 頁数
放置自転車等の保管について	137	7		選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録をした者の氏名を記載した書面の縦覧場所について	- 16
放置自転車等の保管について	138	7		選挙権を有する者の直接請求に必要な選挙人の数について	- 16
放置自転車等の保管について	139	8		監査委員	
放置自転車等の保管について	140	8		定期監査の結果について	- 16
放置自転車等の保管について	141	8			
放置自転車等の保管について	142	9			
放置自転車等の保管について	143	9			
放置自転車等の保管について	144	9			
放置自転車等の保管について	145	10			
平成21年第2回天理市議会定例会の招集について	146	10			
放置自転車等の保管について	147	10			
放置自転車等の保管について	148	11			

公営企業	番号	頁数	番号	頁数
天理市指定給水装置工事事業者の指定について	-	19	水道料金の徴収又は収納事務の委託について	- 20
天理市指定給水装置工事事業者の指定について	-	19	天理市指定給水装置工事事業者の指定について	- 20
天理市指定給水装置工事事業者の指定について	-	19		

条 例

(平成21年 5月29日 掲示済)

天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 5月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第19号

天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例
天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を次のように改正する。

(天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年 9月天理市条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 平成21年 6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項ただし書中「100分の160」と、とあるのは、「100分の145」と、とする。

(天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 天理市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年 7月天理市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

6 平成21年 6月に支給する期末手当に関する第7条の規定の適用については、同条ただし書中「100分の160」と、とあるのは、「100分の145」と、とする。

(天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例(昭和47年 3月天理市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

7 平成21年 6月に支給する期末手当に関する第6条の規定の適用については、同条ただし書中「100分の160」と、とあるのは、「100分の145」と、とする。

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 天理市一般職の職員の給与に関する条例(昭和44年 3月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成21年 6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

9 平成21年 6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の規定の適用については、第20条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」と、第21条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

(平成21年 5月29日 掲示済)

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 5月29日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第14号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則(昭和44年 4月天理市規則第6号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成21年6月に支給する勤勉手当の成績率に関する特例措置)

- 7 平成21年6月に支給する勤勉手当の成績率に関する第32条の規定の適用については、同条第1号中「100分の150」とあるのは「100分の140」と、同条第2号中「100分の70」とあるのは「100分の60」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成21年6月1日揭示済)

天理市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月1日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第15号

天理市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

天理市保育の実施に関する条例施行規則(平成10年3月天理市規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表備考第1項中「第314条の7及び同法附則第5条第3項」を「第314条の7第1項第1号及び第2項、第314条の8、同法附則第5条第3項並びに同法附則第5条の4第6項」に改め、同備考第2項第1号中「第92条第1項」を「第78条第2項第1号、第92条第1項」に改め、同項第2号中「及び第2項、第41条の2」を「、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項」に、「第41条の19の3第1項」を「第41条の19の5第1項」に改め、同備考第5項の表第1欄中「就学前児童のうち、年長者」を「就学前児童」に、「そのうちの1人」を「そのうち最年長のもの1人」に改め、同表第2欄中「徴収金基準額(月額)×0.1」を「0円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の天理市保育の実施に関する条例施行規則の規定は、平成21年4月1日から適用する。

(平成21年6月1日揭示済)

租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月1日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第16号

租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行規則(昭和49年6月天理市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第1項中「第31条の2第2項第16号二」を「第31条の2第2項第15号二」に、「第62条の3第4項第16号二」を「第62条の3第4項第15号二」に改める。

様式第1号中

「
第31条の2第2項第16号二
第62条の3第4項第16号二
」
を
「
第31条の2第2項第15号二
第62条の3第4項第15号二
」
に改め、

同様式備考第4項から第7項までの規定中「第31条の2第2項第16号二又は第62条の3第4項第16号二」を「第31条の2第2項第15号二又は第62条の3第4項第15号二」に改める。

様式第2号中

「
第31条の2第2項第16号二
第62条の3第4項第16号二
」
を
「
第31条の2第2項第15号二
第62条の3第4項第15号二
」
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

(平成21年5月7日揭示済)

天理市告示第128号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項

の規定により告示する。
平成21年 5月 7日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成21年 5月 7日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 5月 7日から平成21年 7月 5日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話0743 - 62 - 7778
天理市総務部地域安全課 電話0743 - 63 - 1001

（平成21年 5月 8日 掲示済）

天理市告示第129号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 5月 8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成21年 5月 8日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 5月 8日から平成21年 7月 6日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
（以下 略）

（平成21年 5月11日 掲示済）

天理市告示第130号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 5月11日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日

- 平成21年 5月11日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 5月11日から平成21年 7月 9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 5月12日揭示済)

天理市告示第131号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 5月12日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 5月12日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 5月12日から平成21年 7月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 5月13日揭示済)

天理市告示第132号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 5月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 5月13日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 5月13日から平成21年 7月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 5月14日揭示済)

天理市告示第133号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 5月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 5月14日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 5月14日から平成21年 7月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 5月15日掲示済)

天理市告示第134号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があれば、いつでも交付する。

平成21年 5月15日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成21年 5月15日掲示済)

天理市告示第135号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 5月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 5月15日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 5月15日から平成21年 7月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 5月15日掲示済)

天理市告示第136号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項

の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 5月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 5月15日
 - 3 移動対象区域
天理市嘉幡町447番地15先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 5月15日から平成21年 7月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 5月18日掲示済)

天理市告示第137号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 5月18日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 5月18日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 5月18日から平成21年 7月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 5月19日掲示済)

天理市告示第138号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 5月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成21年 5月19日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 5月19日から平成21年 7月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

- 日を除く。)
(2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成21年 5月20日 掲示済)

天理市告示第139号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 5月20日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 5月20日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 5月20日から平成21年 7月18日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 5月21日 掲示済)

天理市告示第140号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 5月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 5月21日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 5月21日から平成21年 7月19日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 5月22日 掲示済)

天理市告示第141号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 5月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日

- 平成21年 5月22日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 5月22日から平成21年 7月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 5月25日揭示済)

天理市告示第142号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 5月25日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 5月25日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 5月25日から平成21年 7月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 5月26日揭示済)

天理市告示第143号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 5月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 5月26日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 5月26日から平成21年 7月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 5月27日揭示済)

天理市告示第144号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 5月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 5月27日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 5月27日から平成21年 7月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 5月28日揭示済)

天理市告示第145号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 5月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 5月28日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 5月28日から平成21年 7月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 5月29日告示済)

天理市告示第146号

平成21年第2回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成21年 5月29日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 期 日 平成21年 6月 5日
- 2 場 所 天理役所議事場

(平成21年 5月29日揭示済)

天理市告示第147号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 5月29日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 2 移動日
平成21年 5月29日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 5月29日から平成21年 7月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 6月 1日 掲示済)

天理市告示第148号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 6月 1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 6月 1日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 6月 1日から平成21年 7月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 6月 2日 掲示済)

天理市告示第149号

平成21年 5月27日付けで専決を行った、平成21年度天理市老人保健特別会計補正予算（第1号）の要領は、次のとおりである。

平成21年 6月 2日

天理市長 南 佳 策

平成21年度天理市老人保健特別会計補正予算（第1号）

平成21年度天理市の老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

〔歳入歳出予算の補正〕

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,766千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,566千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金交付金		10,810	41	10,851
	1 支払基金交付金	10,810	41	10,851
2 国庫支出金		3,961	7,725	11,686
	1 国庫負担金	3,961	7,725	11,686
歳 入 合 計		17,800	7,766	25,566

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国文支出金		1	2,354	2,355
	1 廣習会	1	2,354	2,355
4 歳上支那金		1	5,412	5,413
	1 歳上支那金	1	5,412	5,413
歳 出 合 計		17,800	7,766	25,566

(平成21年 6月 2日 掲示済)

天理市告示第150号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 6月 2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 6月 2日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 6月 2日から平成21年 7月31日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 6月 3日 掲示済)

天理市告示第151号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 6月 3日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 6月 3日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 6月 3日から平成21年 8月 1日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 6月 4日 掲示済)

天理市告示第152号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 6月 4日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成21年 6月 4日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年 6月 4日から平成21年 8月 2日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

(以下 略)

(平成21年 6月 5日 掲示済)

天理市告示第153号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 6月 5日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年 6月 5日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年 6月 5日から平成21年 8月 3日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

(以下 略)

公 告

(平成21年 5月14日 掲示済)

天理市公告11号

天理市学童保育条例(平成15年 3月天理市条例第9号)第7条の規定により指定した指定管理者から、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年 6月条例第27号)第18条の規定に基づく代表者の変更届が提出されたので、同条例第10条の規定により、公告する。

平成21年 5月14日

天理市長 南 佳 策

1 変更後の代表者の住所・氏名

住所 天理市櫛本町2426 - 1 (櫛本小学校内)

氏名 東 美子

2 変更年月日

平成21年 4月 1日

(平成21年 5月18日 掲示済)

天理市公告第12号

このたび天理市が行おうとする土地改良事業(水と農地活用促進事業)の申請をしたいから、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第2項の規定により下記事項を記載した書類とともにこの旨を公告する。

なお、この受益地域内にある農用地の所有者で、その農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まない者又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権限に基づいて使用収益している者で、その土地についてこの土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により平成21年 6月 1日までに当天理市農業委員会に申し出られたい。

平成21年 5月18日

天理市長 南 佳 策

記

1. 地 区 小島池、 荒蒔北池

2. 添付書類 土地改良事業計画の概要
条 例
土地改良事業の施行に係る地域を記載した書面

(平成21年 5月26日 掲示済)

天理市公告第13号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条第6項の規定により「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を一部変更したので、同条第7項の規定により公告する。

平成21年 5月26日

天理市長 南 佳 策

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成21年 6月 5日 掲示済)

天理市公告第14号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項の規定に基づき定めた天理農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

平成21年 6月 5日

天理市長 南 佳 策

1. 変更後の農業振興地域整備計画書写しの縦覧場所
天理市役所環境経済部農林課 天理市川原城町605番地

教育委員会

(平成21年 5月 7日 掲示済)

天教告示第6号

平成21年 5月11日午前9時30分から 5月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成21年 5月 7日

天理市教育委員会
委員長 落 合 啓 男

(平成21年 5月11日 掲示済)

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 5月11日

天理市教育委員会
委員長 落 合 啓 男

天理市教育委員会規則第5号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則(昭和32年4月天理市教育委員会細則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(感染症発生時の報告)」に改め、同条第1項中「学校保健法施行規則」を「学校保健安全法施行規則」に、「第19条」を「第18条」に、「伝染病」を「感染症」に改め、同条第2項中「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「第12条」を「第19条」に改める。

第5条中「伝染病」を「感染症」に改める。

第1号様式及び第3号様式中「伝染病」を「感染症」に改める。

第10号様式中「法定伝染病等」を「法定感染症等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成21年 5月25日 掲示済)

天教告示第7号

平成21年 6月 3日午後1時30分から 6月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成21年 5月25日

天理市教育委員会
委員長 落 合 啓 男

農業委員会

(平成21年 5月29日 掲示済)

天農委告示第5号

平成21年 6月 8日午後 2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。
平成21年 5月29日

天理市農業委員会
会長 川口和良

記

- 議案第 1号 農地法（昭和27年法律第229号）第3条に関する許可申請について
- 議案第 2号 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）による農用地利用集積計画について
- 議案第 3号 その他

選挙管理委員会

（平成21年 5月20日揭示済）

天選告示第 5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成21年 6月 3日から同月 7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成21年 5月20日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

縦覧場所 天理市川原城町605番地 天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

（平成 21年 6月 2日揭示済）

天選告示第 6号

平成21年 6月 2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成21年 6月 2日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 50分の1の数 1,075人
- 6分の1の数 8,951人
- 3分の1の数 17,901人

監査委員

（平成21年 5月28日揭示済）

天監委告示第 1号

定期監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成21年度第1回定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成21年 5月28日

天理市監査委員	別所矩佳
天理市監査委員	大森光三郎
天理市監査委員	大橋基之

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の執行期間及び監査対象

監査執行期間	監査対象	予算執行状況調査日
平成21年 4月24日	農業委員会事務局	平成21年 3月31日
" 4月27日～28日	選挙管理委員会事務局	"
" 4月30日	議会事務局	"
" 5月1日	教育委員会 図書館	"
" 5月7日～8日	" 教育総合センター	"
" 5月11日～12日	" 文化センター	"

- 3 監査の範囲 平成20年度の財務に関する事務の執行状況
- 4 監査の対象事項

- (1) 予算の執行状況
 - (2) 収入及び支出事務処理状況
 - (3) 物品の出納保管状況
 - (4) 補助金関係事務処理状況
 - (5) 契約関係事務処理状況
 - (6) 財産の管理状況
- 5 監査の方法
監査対象となった各所属長から、資料の提出を求め、予算の執行、収入及び支出事務等財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか関係諸帳簿と照合し、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、監査を行った。
- 6 監査の結果
事務処理等は、予算の目的に従い法令に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。なお、注意すべき事項については関係職員に指示しておいた。
監査の結果は、以下のとおりである。

農業委員会事務局

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年 3月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
総務手数料	48,000	49,800	49,800	0	100.0
農林費県補助金	2,828,000	3,190,000	2,393,000	797,000	75.0
市預金利子	0	40	40	0	100.0
雑入	1,482,000	1,363,074	1,177,074	186,000	86.4
合計	4,358,000	4,602,914	3,619,914	983,000	78.6

(2) 歳出

平成21年 3月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
農業委員会費	14,419,000	13,310,000	1,109,000	92.3

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、農林費県補助金では農業委員会交付金であり、雑入では大和平野土地改良区決済金徴収及び事務委託金である。

歳出の主なものは、農業委員報酬、農業委員会拠出金等である。

選挙管理委員会事務局

ア 予算執行状況について

(1) 歳出

平成21年 3月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
選挙管理委員会費	2,970,000	2,720,161	249,839	91.6
選挙啓発費	104,000	25,725	78,275	24.7
農業委員会委員選挙費	246,000	245,445	555	99.8
合計	3,320,000	2,991,331	328,669	90.1

注:職員給与費除く。

歳出の主なものは、選挙管理委員会費では、委員報酬及び事務の執行経費である。

議会事務局

ア 予算執行状況について

(1) 歳出

平成21年 3月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
議会費	223,934,000	218,095,555	5,838,445	97.4

注:職員給与費除く。

歳出の主なものは、議員報酬、政務調査費及び会議録検索システム等の業務委託料である。

イ 資金前渡金について

資金前渡金の保管は、金融機関に預けられており、預金通帳、現金出納簿及び領収書等、適正に処理されていた。

図書館

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年 3月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
雑入	60,000	50,440	50,440	0	100.0

(2) 歳出

平成21年 3月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
図書館費	26,489,000	26,327,781	161,219	99.4

注:職員給与費除く。

歳入は、コピー使用料である。

歳出の主なものは、臨時雇賃金、図書購入費、電算システム借上料等である。

イ 図書館の利用状況等について

平成20年度末の蔵書冊数は159,917冊であり、19年度末に比べ3,934冊の増である。

また、図書貸出の登録者は7,264人、年間の来館者数は66,867人(1日平均247人)、貸出冊数は213,866冊の利用があり、移動図書館をはじめ、子どもに対するお話し会、ストーリーテラー(お話の語り手)養成講座等の主催事業が行われた。

教育総合センター

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年 3月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
教育費委託金	1,166,000	992,000	0	992,000	0.0

(2) 歳出

平成21年 3月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
教育総合センター費	22,943,000	21,176,261	1,766,739	92.3

注:職員給与費除く。

歳入の教育費委託金は、出納整理期間中に納入される予定である。

歳出の主なものは、少年指導員報酬、カウンセラー相談員報償費、教育研修・子育て講座等の講師謝金、青少年健全育成天理市民会議補助金等である。

イ 補助金関係について

子育てサークル育成補助金、青少年健全育成天理市民会議補助金等であり、補助金交付要綱等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

文化センター

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年 3月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
教育使用料	3,600,000	3,201,330	3,201,330	0	100.0
雑入	62,000	61,418	58,111	3,307	94.6
合計	3,662,000	3,262,748	3,259,441	3,307	99.9

(2) 歳出

平成21年 3月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
文化センター費	73,299,000	70,635,612	2,663,388	96.4

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、文化センター使用料である。

歳出の主なものは、センターの維持管理費、第九交響曲演奏会補助金、及び各種委託料等である。

イ 委託関係について

電気・空調・衛生設備等の保守点検業務委託、ピエーナ少年少女合唱団事業委託、山の辺文化会議委託、ロビーコンサート事業委託等であり、契約書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

ウ 文化センターの利用状況は、次表のとおりである。

平成21年 3月31日現在 (単位:件)

区分・月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計

文化ホール	9	12	12	11	10	7	12	19	10	6	14	10	132
展示ホール	2	1	2	0	4	1	1	7	1	1	1	2	23
和室	23	23	27	25	24	8	24	32	24	22	40	25	297
会議室	22	23	23	28	16	26	27	19	14	15	13	14	240
オーディオルーム	9	11	10	13	9	12	12	10	10	12	10	9	127
視聴覚室	19	20	27	24	23	26	25	21	12	17	18	15	247
合計	84	90	101	101	86	80	101	108	71	73	96	75	1,066

むすび

以上が平成21年度第1回、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、議会事務局及び図書館、教育総合センター、文化センターの定期監査を行った結果である。

平成20年度の予算執行状況、収入支出の事務処理状況、物品の出納保管状況等について監査を実施した結果、法令に準拠し、それぞれの予算の目的に従い、適正に処理されていた。今後も施政方針に則り適正な事務の遂行に努められたい。

公営企業

(平成21年 5月 8日 揭示済)

天理市水道局告示第9号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成21年 5月 8日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成21年 5月 8日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

天理市指定給水装置工事事業者

商号 阪奈サービス (株)

代表者 井上 正司

住所 宇陀市榛原区山辺三2493 - 1

(平成21年 5月25日 揭示済)

天理市水道局告示第10号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成21年 5月25日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成21年 5月25日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

天理市指定給水装置工事事業者

商号 辰己設備

代表者 辰己 秀樹

住所 天理市二階堂上ノ庄町89 - 15

天理市指定給水装置工事事業者

商号 岩田設備工業

代表者 岩田 憲之

住所 御所市池之内723

(平成21年 5月29日 揭示済)

天理市水道局告示第11号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成21年 5月29日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成21年 5月29日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

天理市指定給水装置工事事業者

商号 光進産業株式会社

代表者 吉田 清光

住所 奈良市横井5 - 451 - 1

(平成21年 5月27日 揭示済)

天理市水道局告示第12号

水道料金の徴収又は収納事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、水道料金の徴収又は収納に関する事務を下記の者に委託しましたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成21年 5月27日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

記

株式会社金門製作所大阪支店 執行役員支店長 池浦 忠				
飯田光穂	市川令子	大倉浩志	鎌田楷雄	上司佳央
北田寿美子	小阪祥子	筱光幸	田中幹二	永尾光司
中西 平	中西紀子	西辻弘子	東田幸史	福田桂子
藤井平俊	向田正信	村田美代子	森田光枝	森本富久

(平成21年 6月 5日 掲示済)

天理市水道局告示第13号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成21年 6月 5日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成21年 6月 5日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 松村設備

代表者 松 村 文 秀

住 所 桜井市大字戒重542-11